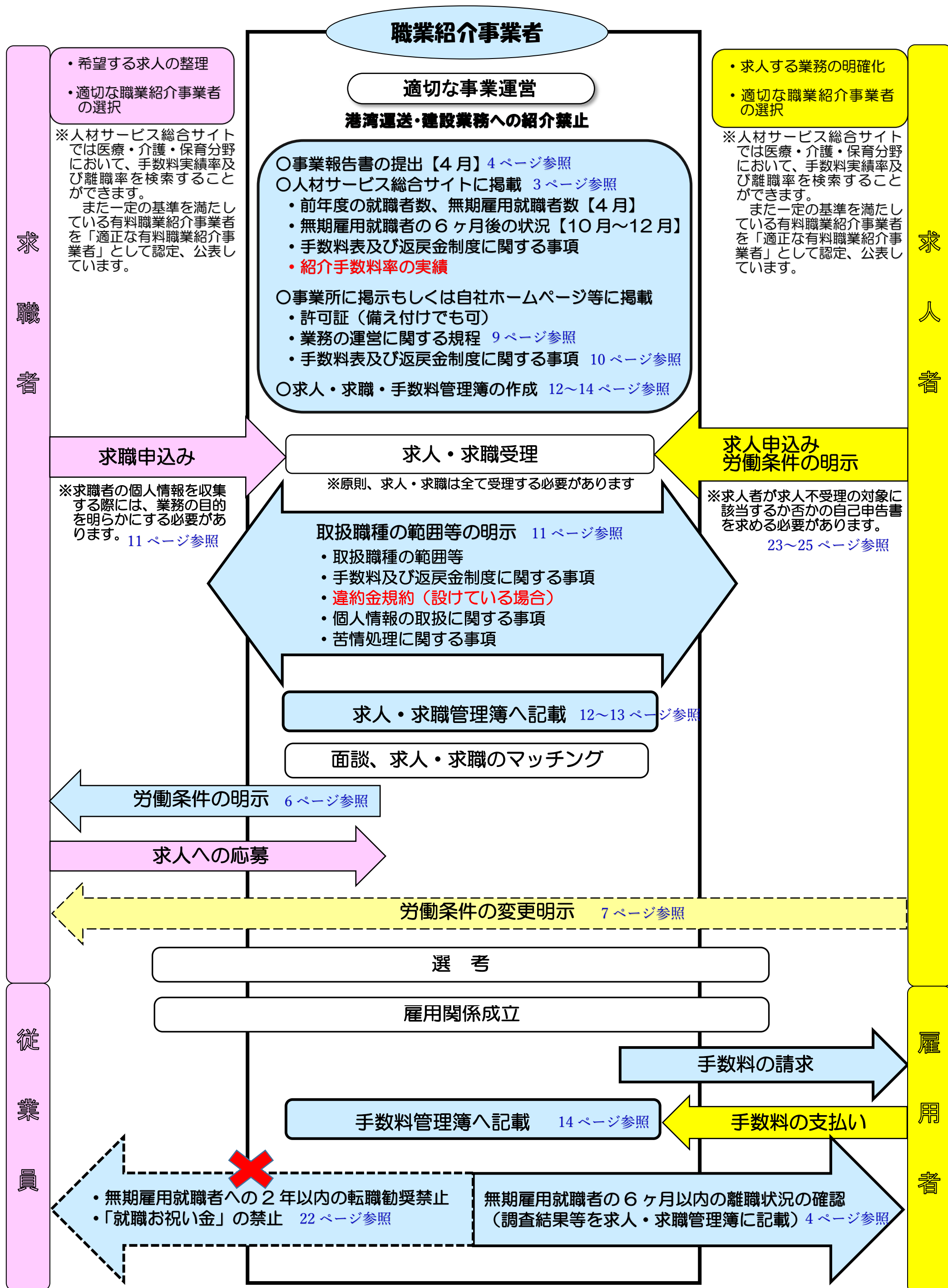


職業紹介事業関係資料集

令和7年4月

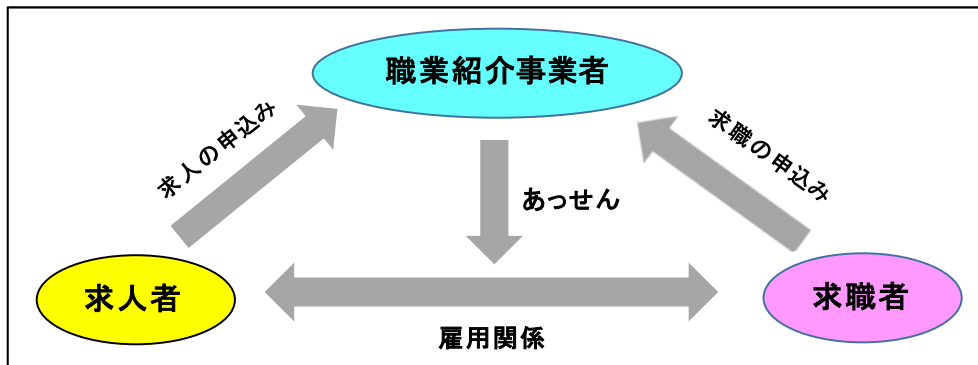
鳥取労働局 職業安定部 職業安定課

有料職業紹介業務の流れ



○ 職業紹介とは

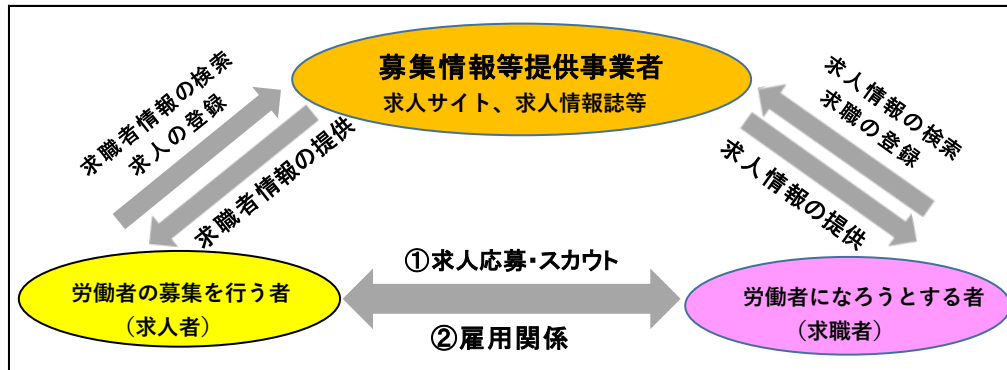
- ・ 求人者及び求職者からの申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること。
- ※職業紹介事業者が、単に受理した紹介求人をサイト等に掲載するのみであれば、当該行為は職業紹介事業の一環にすぎず、募集情報等提供には該当しません。一方で、当該サイト等を利用すれば、求職者が求人者と直接連絡をとることができるようにしているなど、別途募集情報等提供を業として行っていると認められる場合には、募集情報等提供事業を行う者に該当します。



○ 募集情報等提供とは

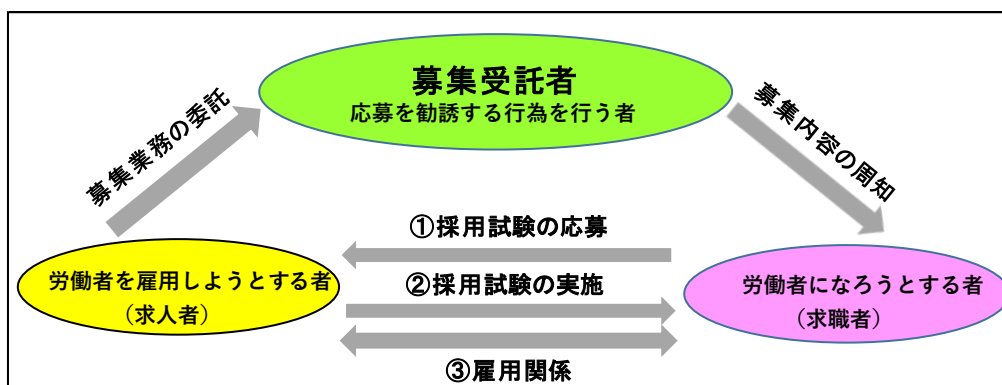
- ・ 求人者及び求職者からの依頼を受け、求人情報・求職者情報を提供すること。
- ・ インターネット上の公開情報等から収集（クローリング）した求人情報・求職者情報を提供するサービスや職業紹介事業者・他の求人メディア等に掲載されている求人情報を転載するものも該当します。
- ・ また、募集情報等提供事業者の中で求職者情報（氏名等の特定の個人が識別できる個人情報だけでなく、メールアドレスや経歴、サイトの閲覧履歴等含む）を収集する者を『特定募集情報等提供事業』といい、事業開始にあたって届出（厚生労働省）を行う必要があります。

※募集情報等提供事業では情報の提供を行うのみですが、例えば、採用可能性が高いと思われる求職者の連絡を事業者の判断により優先的に求人企業に届ける等、事業者の判断により提供するデータを選別・加工を行う場合には、職業紹介事業の許可を取得する必要があります。



○ 委託募集とは

- ・ 求人者からの委託を受け、求職者に対し、企業説明会等で労働者の募集に関する情報を周知して勧誘を行うこと。
- ※委託募集では求職者に対し広く周知を行うものであり、求人者に紹介するため求職者を探索した上就職するよう勧奨し、これに応じて求職の申込みをした者をあっせんするいわゆるスカウト行為を事業として行う場合は職業紹介事業に含まれるため、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可を取得する必要があります。



人材サービス総合サイトに掲載を！

紹介手数料率の実績の公開が必要になります【令和7年4月1日施行】

【職業安定法施行規則 第24条の8第3項第4号】

◇ 職業紹介の実績等を情報提供する義務【職業安定法第32条の16第3項】

職業紹介事業者は、厚生労働省の運営する人材サービス総合サイトにおいて、職業紹介の実績に関する下記1～7の情報提供を行うことが義務付けられます。

情報提供が必要な事項

1. 各年度（各年の4月1日～翌年3月31日）に就職した者の数
2. 1のうち、期間の定めのない労働契約を締結した者（無期雇用就職者）の数
3. 2のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職した者の数（※）
※離職者数の調査が必要ですが、返戻金制度に基づき手数料を返戻等した者の数を集計することにより離職者数を集計しても差し支えありません。
4. 2のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職したかどうか判明しなかった者の数
5. 手数料に関する事項（手数料表の内容）

【令和7年4月1日施行】

令和6年度に徴収した紹介手数料の実績（職種別の常用就職1件当たりの平均手数料率）
常用就職（*）の実績が多い上位5職種のみ（常用就職の実績が10件以下の場合は掲載不要）
*常用就職とは、4ヶ月以上の有期又は無期で雇用されることを指します。

平均手数料率の計算は、取扱職種ごとに

$$\frac{\text{求人者から徴収した手数料の総額（常用就職全件分）}}{\text{求職者の予定年収の総額（常用就職全件分）}}$$

で算出し、小数点第2位で四捨五入してください。

- ◎定額制により紹介手数料を徴収している場合は、当該額を実績として掲載できます。
- ◎定額による徴収と手数料率による徴収とを併用している場合は、平均手数料率を算出して下さい。

6. 返戻金制度（※）の導入の有無及び導入している場合はその内容
※就職から一定期間以内に離職した場合に、手数料の一部を返戻する制度その他これに準ずる制度
7. その他、職業紹介事業者の選択に資すると考えられる情報【任意】

【令和5年10月23日施行】

情報提供の期間が2年から5年に延長されました
【職業安定法施行規則第24条の8第3項・第4項】

情報提供する時期

▶ 1～4の情報提供については、下表の時期・期間に掲載する必要があります。

情報の内容	掲載開始・更新時期	掲載期間
① 各年度の就職者数	翌年度の4月1日～4月30日	5年間
② 各年度の無期雇用就職者数	翌年度の4月1日～4月30日	5年間
③ ②のうち、6か月以内離職者数	翌年度の10月1日～12月31日	5年間
④ ②のうち、6か月以内に離職したか否か不明な者の数	翌年度の10月1日～12月31日	5年間

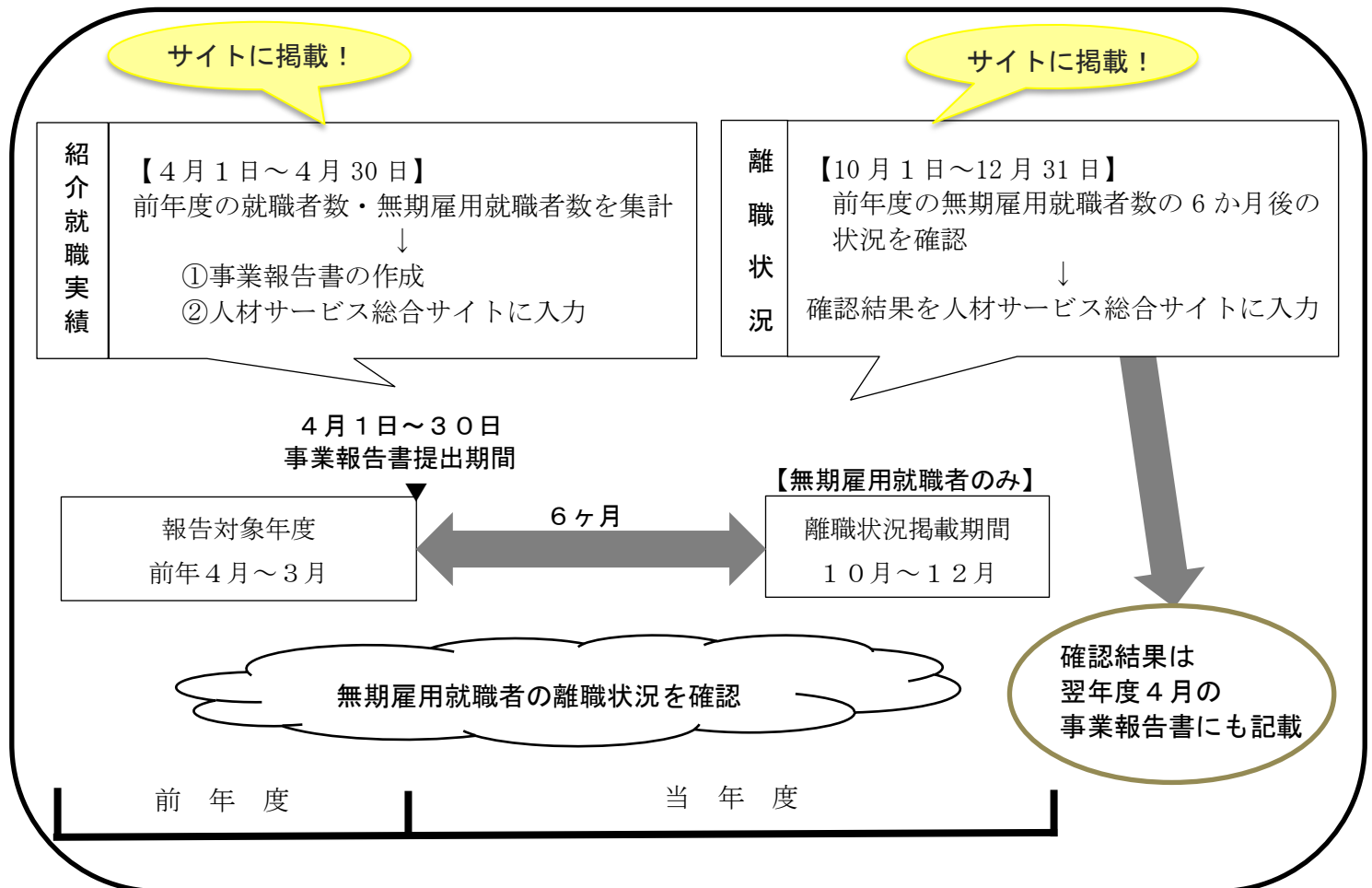
情報提供の方法

☆職業紹介事業報告書により報告を行った内容については、人材サービス総合サイトにより広く情報提供しなければなりません。

☆紹介就職実績の掲載は事業報告と同時期、**離職状況**の掲載は10月～12月（事業報告は翌年4月）、**手数料及び返戻金に関する情報**（有料職業紹介事業者のみ）の掲載は事業開始または内容変更後速やかに行ってください。

※ 紹介手数料率の実績については、事業報告書の提出後速やかに掲載してください。

～職業紹介実績を事業報告し、人材サービス総合サイトに掲載するまでの流れ～



人材サービス総合サイトへのログインには、ID・パスワードが必要となります。



掲載の申込を行う場合



労働条件明示のルールなどが変わりました！

求職者等に対して、明示しなければならない労働条件の追加【令和6年4月1日施行】

【職業安定法施行規則 第4条の2第3項】

- ① 従事すべき業務の変更の範囲
- ② 就業場所の変更の範囲
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

◇ ①、②「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、**締結する労働契約の期間中における変更の範囲**のことをいいます。

- ・「今後の見込み」とは、労働者の募集等を行う時点で想定され得る事業の方針変更等を踏まえたもので足り、募集等の時点で具体的に想定されていないものを含める必要はありません。
- ・有期労働契約の場合については、当該労働契約期間中における変更の範囲をさすものであり、更新後の契約期間中に命じる可能性がある就業場所及び業務の変更については含まれません。

◇ ③「有期労働契約を更新する場合の基準」とは、「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度、能力により判断する」、「会社の経営状況も踏まえて判断する」など、具体的に記載することが望ましいです。

【Q&A】

- ・問1 「変更の範囲」について、募集等の時点で想定されているものは全て一度に列挙する必要があるのか。
⇒ 指針で規定しているように、求人広告のスペースが足りない等、やむを得ない場合には「詳細は面談時にお伝えします」などと付した上で、労働条件の一部を別途のタイミングで明示することも可能です。この場合、原則、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、全ての労働条件を明示する必要があります。
- ・問2 労働契約の期間内に従事すべき業務及び就業場所の変更が見込まれない職種の募集であっても、「変更の範囲」を明記する必要があるのか。
⇒ 求人内容（業務など）に鑑み、従事すべき業務や就業場所に変更がない業種・職種・雇用形態であるような場合は、記載する必要はありません。例えば、これらの変更が想定されない日雇労働者に対しては、雇入れ日における従事すべき業務や就業場所を明示すれば足り、「変更の範囲」を明示する必要はありません。
- ・問3 有期契約の通算契約期間や更新回数につき、特段上限を設けていない場合にも「上限なし」と記載する必要があるのか。
⇒ 上限を設けている場合のみ記載すれば足り、上限を設けていない、設ける予定がない場合は明示する必要はありません。

手数料表などの情報提供の方法【令和6年4月1日施行】

【職業安定法施行規則 第24条の5第4項】

手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程を事業所内に掲示する義務がありました。が、事業所内の掲示に限らず、インターネット等その他の適切な方法によって情報の提供を行うことが可能となりました。

これまで書面の掲示しか認めていなかったところ、その範囲を拡大するものであり、特定の方法を指定する趣旨ではありません。したがって、サービスの利用者が、事業者のサービスを実際に利用するまでに明示される方法であれば問題ありません。例えば、

- ・求人企業の担当者との面談に当たって、書面等で提供する
 - ・自社 HP 等の分かり易い場所にあらかじめ掲示しておく、又は、自社 HP 等を経由したサービス利用の案内において、利用規約等の確認を求めるタイミングに併せて提供する
- といった方法が考えられます。

募集・求人の労働条件等明示について

求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられました【令和4年10月1日施行】

◆ 虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはなりません。【職業安定法第5条の4第1項】

虚偽の表示ではなくとも、一般的・客観的に誤解を生じさせるような表示は、「誤解を生じさせる表示」に該当します。また、求人情報の提供の段階でも、労働条件として明示すべき項目をできる限り含めた形で提供することが望ましいものです。

◆ 求人情報、求職者情報を正確かつ最新の内容に保つ措置を講じなければなりません。【職業安定法第5条の4第3項】

§ 1 最低限明示しなければならない労働条件等【職業安定法第5条の3】

労働者の募集や求人申し込みの際に、少なくとも以下の事項を書面の交付によって明示しなければなりません。ただし、求職者が希望する場合には、電子メールによることも可能です。

令和6年4月改正で追加された明示事項

記載が必要な項目	記載例
業務内容	(雇入れ直後) 一般事務 (変更の範囲) 製造業務を除く当社業務全般 職種や業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはなりません。 × 営業職中心の業務を「事務職」と表示する × 契約社員の募集を「試用期間中は契約社員」など、正社員の募集であるかのように表示する ・将来の配置転換など、雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には、変更後の業務を明示してください。
契約期間	期間の定めあり (2024年4月1日～2025年3月31日) ※「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」という抽象的なものではなく、「勤務成績、態度により判断する」、「会社の経営状況により判断する」など、具体的に記載することが望ましいです。 契約の更新 有(〇〇により判断する) 更新上限 有(通算契約期間の上限 〇年/更新回数の上限 〇回) ・契約の更新 有(契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断)※ 通算契約期間は4年を上限とする。 ・契約の更新 有(自動的に更新する) 契約の更新回数は3回を上限とする。
試用期間	試用期間あり(3ヶ月)
就業場所	(雇入れ直後) 鳥取支社(●県●市●一●) (変更の範囲) 本社および全国の支社、営業所
就業時間	9:00～18:00
休憩時間	12:00～13:00
休日	土、日、祝日
時間外労働	あり(月平均20時間) 定額的に支払われる手当があれば記載 裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 (例): 企画業務型裁量労働制により、〇時間働いたものとみなされます。
賃金	月給 基本給 20万円(試用期間中賃金: 基本給 19万円) 通勤手当 実費支給(月額上限3万円) 昇給 なし 時間外の有無に関わらず、一定の手当を支給する制度(いわゆる「固定残業代」)を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 (1) 基本給 〇〇円((2)の手当を除く額) (2) 〇〇手当(時間外労働の有無に関わらず、〇時間分の時間外手当として〇円を支給) (3) 〇時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
労働・社会保険加入	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
求人者の氏名又は名称	〇〇株式会社 優れた実績を持つグループ会社の情報を大きく記載する等、求人企業とグループ企業が混同されるような表示をしてはなりません。
受動喫煙防止措置の状況	屋内禁煙

(派遣労働者として雇用する場合) (「雇用形態: 派遣労働者」というように派遣労働者として雇用することを示す必要があります。)

※求人広告などの労働者の募集に関する情報を提供する場合は、掲載した時点を明示するなど、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じる義務があります。

§ 2 労働条件明示に当たって遵守すべき事項

労働条件を明示するにあたっては、職業安定法に基づく指針等を遵守することが必要です。

職業安定法に基づく指針等の主な内容

- 明示する労働条件は、虚偽又は誇大な内容としてはなりません。
- 有期労働契約が試用期間としての性質を持つ場合、試用期間となる有期労働契約期間中の労働条件を明示しなければなりません。また、試用期間と本採用が一つの労働契約であっても、試用期間中の労働条件が本採用後の労働条件と異なる場合は、試用期間中と本採用後のそれぞれの労働条件を明示しなければなりません。
- 労働条件の水準、範囲等を可能な限り限定するよう配慮が必要です。
- 労働条件は、職場環境を含め可能な限り具体的かつ詳細に明示するよう配慮が必要です。
- 明示する労働条件が変更される可能性がある場合はその旨を明示し、実際に変更された場合は速やかに知らせるよう、配慮が必要です。

§ 3 労働条件の明示が必要な時点(タイミング)

ハローワーク等への申込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う場合は、労働契約締結までの間、下記のように労働条件を明示することが必要です。

時点	必要な明示
ハローワーク等への求人申込み、自社HPでの募集、求人広告の掲載等を行う際	求人票や募集要項等において、労働条件(詳細は前ページ)を明示することが必要です。 ○ 求人票のスペースが足りない等、やむを得ない場合には「詳細は面談の時にお伝えします」等書いた上で、労働条件の一部を別途明示することも可能です。 ○ この場合、原則として、初回の面接時、求人者と求職者が最初に接触する時点までに、全ての労働条件を明示すべきとされています。

正確かつ最新の内容に保つ措置

- ◆ 求人情報、求職者情報の提供中止や訂正を求められたら、遅滞なく対応する。
- ◆ 求人者、求職者情報が正確・最新の内容でないことを確認したら、遅滞なく情報提供依頼者に訂正があるかを確認するか、情報の提供を中止する。
- ◆ 求人者・求職者に定期的に求人情報・求職者情報が最新かどうか確認する。または、求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。

労働条件に変更があった場合、その確定後、可能な限り速やかに	当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示しなければなりません。 ○ 面接等の過程で労働条件に変更があった場合、速やかに求職者に知らせるよう配慮が必要です。
-------------------------------	--

労働条件締結時	労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を通知することが必要です。(明示すべき事項については、厚生労働省ホームページに掲載の「モデル労働条件通知書」を参考にしてください。) 6ページ参照
---------	--

§ 4 変更明示の方法等について

以下の①～④のような場合に、変更明示が必要となります。

①	「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合 例) 当初:基本給 30 万円/月 → 基本給 28 万円/月
②	「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合 例) 当初:基本給 25 万円～30 万円/月 → 基本給 28 万円
③	「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合 例) 当初:基本給 25 万円/月、営業手当3万円/月 → 基本給 25 万円/月
④	「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合 例) 当初:基本給 25 万円/月 → 基本給 25 万円/月、営業手当3万円/月

変更明示は、求職者が変更内容を適切に理解できるような方法で行う必要があります。

以下①の方法が望ましいですが、②の方法等により適切に明示することも可能です。

- ① 当初の明示と変更された後の内容を対照できる書面を交付する方法
- ② 労働条件通知書において、変更された事項に下線を引いたり着色したりする方法や、脚注を付ける方法

- 変更明示を行う場合でも、当初の明示を安易に変更してはなりません。学校卒業見込者については、特に配慮が必要であることから、変更を行うことは不適切です。また、原則として、内定までに学校卒業見込者等に対しては職業安定法に基づく労働条件明示を書面により行わなければなりません。
- 変更明示が適切に行われていない場合や、当初の明示が不適切だった場合(虚偽の内容や、明示が不十分な場合)は、行政による指導監督(行政指導や改善命令、勧告、企業名公表)や罰則等の対象となる場合があります。
- 変更明示が行われたとしても、当初の明示が不適切であった場合には、行政指導や罰則等の対象になることには変わりありません。

第1 求 人

- 1 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令(労働基準法及び職業安定法等)違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。
直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第2 求 職

- 1 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。
- 4 (取扱職種の範囲等が、芸能家、家政婦(夫)、配ぜん人、調理士、モデル又はマネキンの場合)求職受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明

- 示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用、電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
 - 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
 - 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
 - 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、本所の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から 6 箇月以内に離職(解雇された場合を除く。)したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

求人等に関する情報の的確な表示

- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。 **令和4年10月1日施行**
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 本所の取扱職種の範囲は、_____です。
- 7 本所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

【令和6年4月1日施行】

※ 事業所内の一般の閲覧に便利な場所に掲示、もしくはインターネット等その他の適切な方法(書面等で提供)によって情報提供してください。

【職業安定法第 32 条の 13】

インターネットを利用して行う場合は、自社ホームページ上で行うなど、「人材サービス総合サイト」上での情報提供とは別途行う必要があります。

〇〇年〇〇月〇〇日

代表者名 □□ □□

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人の受付 1 件につき 710 円（消費税相当分を含む。）を求人者から

求職の受付 1 件につき 710 円（消費税相当分を含む。）を求職者から

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が 1 箇月に 3 件を超える場合には、3 件分を超えては申し受けません。

2 上限制手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の 1 又は 2 のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合は、6 箇月を超えた雇用については申し受けません。

1 支払われた賃金の 11.0 %（消費税相当分を含む。）に相当する額（2 に該当する場合は 2 に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。）

2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれか大きい額

- ① 当該 6 箇月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額の 11.0 %（消費税相当分を含む。）に相当する額
- ② 当該 6 箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び 3 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の 14.8 %（消費税相当分を含む。）に相当する額

（注）「消費税相当分を含む」は、課税事業者について適用するものである。
したがって、免税事業者については、当該文言を記載する必要はないものである。

インターネットを利用して行う場合は、自社ホームページ上で行うなど、「人材サービス総合サイト」上での情報提供とは別途行う必要があります。

【令和 6 年 4 月 1 日施行】

※ 有料職業紹介事業者は、手数料表・返戻金制度に関する事項を記載した書面をその事業所内の一般の閲覧に便利な場所に掲示、もしくはインターネット等その他の適切な方法（書面等で提供）によって情報提供してください。【職業安定法第 32 条の 13】

手 数 料 表

（一般登録型の例示）

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の %（または 円） （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の %（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の %（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所の名称及び所在地

(記載例)

求人者のみなさまへ（有料）

株式会社

取り扱うべき職種の範囲その他業務範囲

（有料職業紹介事業許可証の「取扱職種の範囲等」の内容を記載してください。）

当社の取扱職種範囲は、_____です。

取扱地域は、_____です。

手数料に関する事項

（事務所内に掲示している下記に係る手数料表の内容を記載してください。）

(例) 求職者

- ・求職受付の際、一切申し受けません。

求人者

- ・受付手数料
- ・上限制手数料
- ・届出制手数料
- ・第二種特別加入保険料に充てるべき手数料
- ・返戻金制度

・ **違約金規約**

【令和7年4月1日施行】
違約金規約の明示が必要となります
【指針第6の9(4)】

求人者に対する違約金規約を設けている場合には、**違約金の額、違約金が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メール等により、あらかじめ求人者に対し誤解が生じないよう明示**してください。

個人情報の取扱に関する事項

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の_____です。

取扱者は、求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の_____です。

苦情の申し出が行われた場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理することとし、その結果については申出者に通知します。

その他

労働者の賃金については、労働基準法第24条に基づき、直接、労働者に支払ってください。

当社の業務についてご不明な点につきましては、担当者にお尋ねください。

(記載例)

求職者のみなさまへ（有料）

株式会社

取り扱うべき職種の範囲その他業務範囲

（有料職業紹介事業許可証の「取扱職種の範囲等」の内容を記載してください。）

当社の取扱職種範囲は、_____です。

取扱地域は、_____です。

手数料に関する事項

（事務所内に掲示している下記に係る手数料表の内容を記載してください。）

(例) 求職者

- ・求職受付の際、一切申し受けません。

求人者

- ・受付手数料
- ・上限制手数料
- ・届出制手数料
- ・第二種特別加入保険料に充てるべき手数料
- ・返戻金制度

個人情報の取扱に関する事項

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の_____です。

収集した個人情報は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します。
取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。また、これに基づき訂正（削除を含む。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の_____です。

苦情の申し出が行われた場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理することとし、その結果については申出者に通知します。

その他

当社の業務についてご不明な点につきましては、担当者にお尋ねください。

※ 求人・求職の申込み受理後、速やかに書面の交付等(希望した場合に限り電子メール・FAXでも可)により明示してください。
【職業安定法第32条の13】

※ 当該求人に求職者をあつせんした場合は、職業紹介を行った時期、求職者の氏名、採用・不採用の別を記載することとし、採用された場合は採用年月日、期間の定めのない労働契約を締結した者（無期雇用就職者）である場合はその旨、転職勧奨が禁止される期間（採用年月日から、採用年月日の2年後の応当日の前日までの間）及び無期雇用就職者の離職状況も記載すること。

無期雇用就職者の離職状況については、以下の（a）又は（b）のいずれかについて記載すること。

（a） 6箇月以内に離職（解雇を除く。）したか否か又は離職状況の確認のための調査により離職状況が判明しなかった場合にはその旨、並びに調査を行った日及び調査方法

（b） 6箇月以内の離職により返戻金制度に基づき返金が行われたか否か

11

求人受理 整理番号	①求人事業所名称 ②所 在 地 ③連 絡 担 当 者 連絡先電話番号	④受付年月日 ⑤有効期間	⑥求人数 ⑦職種	⑧就業場所 ⑨雇用期間	⑩賃金	⑪職業紹介取扱状況						備考
						紹介年月日	求職者 氏名	採用・不採用 採用年月日	無期雇用就職者 であるか否か	無期雇用就職者に関する事項		
										転職勧奨 禁止期間	無期雇用就職者の 6ヶ月以内の離職状況	
	※ ①求人者が個人の場合は 氏名を、法人の場合は名 称を記載すること。この 場合、求人者が複数の事 業所を有するときは、求 人の申込み及び採用選考 の主体となっている事業 所の名称を記載すること ②求人者の所在地を記載 すること ③求人者において、求人 及び採用選考に関し必要 な連絡を行う際の担当者 の氏名及び連絡先電話番 号等を記載すること。	④ 年 月 日 ⑤ 年 月 日 ～ 年 月 日 ※ ④求人を受け付け た年月日を記載す ること。 なお、同一の求人 者から、複数の求 人を同一の日に求 け付けける場合で、 受付が同時ではな い場合は、その旨 記載すること。 ⑤求人者の取扱に当 たって、有効期間 がある場合は、当 該有効期間を記載 するとともに、有 効期間が終了した 都度、その旨記載 すること。 なお、有効期間に ついては事前に求 人者に説明しておくこと。	⑥ 人 ⑦ ※ ⑥当該求人とし て、募集する労働者の人 数を記載するこ と。 ⑦当該求人によ り雇い入れようとする労働者が従事す る業務の職種を 記載すること。	⑧ ⑨ 年 月 日 ～ 年 月 日 ※ ⑧当該求人により 雇い入れようとする労働者が従事す る業務の場所を記 載すること。 ⑨当該求人によ り雇い入れようとする労働者の雇用期 間を記載すること。	時給・日給・月給 (～ 円) 円) ※ 当該求人により雇い入れ ようとする労働者の賃金 を記載すること。 求人管理簿上に記載され た賃金が、求人によって 支払単位が異なるときに は、時給、日給、月給等 が判別できるように記載 すること。 なお、雇用する労働者の 能力等によって、賃金額 が異なる場合につい ては、下限額及び上限額を 記載することでも差し支 えない。 ※賃金額が都道府県ごと に設定されている最低賃 金額を満たしているか留 意すること。	年 月 日		採用・不採用 採用年月日 年 月 日	有期 ・ 無期	年 月 日 ～ 年 月 日	就業中 離職（ 年 月 日） 不明 調査日（ 年 月 日） 調査方法 （ ） 返戻金制度による返金 有・無	
						年 月 日		採用・不採用 採用年月日 年 月 日	有期 ・ 無期	年 月 日 ～ 年 月 日	就業中 離職（ 年 月 日） 不明 調査日（ 年 月 日） 調査方法 （ ） 返戻金制度による返金 有・無	
						年 月 日		採用・不採用 採用年月日 年 月 日	有期 ・ 無期	年 月 日 ～ 年 月 日	就業中 離職（ 年 月 日） 不明 調査日（ 年 月 日） 調査方法 （ ） 返戻金制度による返金 有・無	

有効期間終了後、2年保存

【職業安定法第 32 条の 15】

※当該求職者に求人をおっせんした場合は、職業紹介を行った時期、求人者の氏名又は名称（当該求人者からの求人が複数ある場合は、求人が特定できるようにしておくこと。）、採用・不採用の別を記載することとし、採用された場合は採用年月日、期間の定めのない労働契約を締結した者（無期雇用就職者）である場合はその旨、転職勧奨が禁止される期間（採用年月日から、採用年月日の2年後の応当日の前日までの間）及び無期雇用就職者の離職状況も記載すること。

無期雇用就職者の離職状況については、以下の（a）又は（b）のいずれかについて記載すること。

（a）6箇月以内に離職（解雇を除く。）したか否か又は離職状況の確認のための調査により離職状況は判明しなかった場合にはその旨、並びに調査を行った日及び調査方法

（b）6箇月以内の離職により返戻金制度に基づき返金が行われたか否か

求職管理簿

①求職者氏名 ②住所 ③生年月日	④希望職種	⑤受付年月日 ⑥有効期間	⑦職業紹介取扱状況							備 考
			紹介年月日	求人受理 整理番号	求人事業所名称	採用・不採用 採用年月日	無期雇用就職者 であるか否か	無期雇用就職者に関する事項		
								転職勧奨 禁止期間	無期雇用就職者の 6ヶ月以内の離職状況	
※ ①求職者の氏名を記載すること。 ②求職者の住所を記載すること。 ③求職者の生年月日を記載すること。 年齢によっては、労働基準法上、就業に関する制限があるので留意すること。	※ 求職者の希望する職種を記載すること。 求職者の希望職種によっては、受付手数料を徴収することも可能であること。	⑤ 年 月 日 ⑥ 年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日			採用・不採用 採用年月日 年 月 日	有期 ・ 無期	年 月 日 ～ 年 月 日	就業中 離職（ 年 月 日） 不明 調査日（ 年 月 日） 調査方法 （ ） 返戻金制度による返金 有・無	
		⑤ 年 月 日 ⑥ 年 月 日 ～ 年 月 日				採用・不採用 採用年月日 年 月 日	有期 ・ 無期	年 月 日 ～ 年 月 日	就業中 離職（ 年 月 日） 不明 調査日（ 年 月 日） 調査方法 （ ） 返戻金制度による返金 有・無	
		⑤ 年 月 日 ⑥ 年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日			採用・不採用 採用年月日 年 月 日	有期 ・ 無期	年 月 日 ～ 年 月 日	就業中 離職（ 年 月 日） 不明 調査日（ 年 月 日） 調査方法 （ ） 返戻金制度による返金 有・無	

※
⑤求職を受け付けた年月日を記載すること。
⑥求職の取扱に当たって、有効期間がある場合は当該有効期間を記載するとともに、有効期間が終了した都度、その旨記載すること。
なお、有効期間については、事前に求職者に説明しておくこと。

有効期間終了後、2年保存

【職業安定法第 32 条の 15】

手数料管理簿

記 載 例

①支払者氏名又は事業所名称	②徴収年月日	③手数料の種類	④手数料		⑤手数料の算出根拠	備 考
			手数料額	第二種特別加入保険料に係る手数料	賃金、割合等	
株式会社〇〇電機工業	R1.12.12	求人受付手数料 紹介手数料	165,710		求人受付手数料 710 円 紹介手数料(●● ●●分) 賃金総額 150 万円×11% = 16 万 5 千円	
〇〇鉄鋼株式会社	R2.1.28	求人受付手数料 紹介手数料	461,000		求人受付事務費 1,000 円 紹介手数料(●● ●●分) 賃金総額 230 万円×20% = 46 万円	
〇〇〇〇(個人宅)	R2.2.8	紹介手数料	880	44	紹介手数料(●● ●●分) 賃金総額 8,000 円×11% = 880 円 第二種特別加入保険料 8,000 円×5.5/1000 = 44 円	

手数料管理簿 記載事項

- ①「支払者氏名又は事業所名称」欄は、求人者、関係雇用主又は求職者のうちの手数料の支払いを行う者について、個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載すること。なお、求人者又は関係雇用主が複数の事業所を有するときは、求人申込み等の主体となっている事業所の名称を記載すること。
- ②「徴収年月日」欄は、手数料の支払いが行われた年月日を記載すること。
- ③「手数料の種類」欄は、求人受付手数料、求職受付手数料、求職者手数料、紹介手数料等の種類を記載すること。
- ④「手数料の額」欄は、徴収した手数料の額を記載すること。第二種特別加入保険料を徴収している場合はその額がわかるように記載すること。
- ⑤「手数料の算出根拠」欄は、手数料の算出根拠と賃金、割合等をわかるように記載すること。

手数料の徴収完了後、2 年保存

職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針
(平成 11 年労働省告示第 141 号)
(最終改正 令和 6 年 10 月 11 日厚生労働省告示第 318 号)

第1 趣旨

この指針は、職業安定法（以下「法」という。）第3条、第5条の3から第5条の5まで、第33条の5、第42条、第43条の8及び第45条の2に定める事項等に関し、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が適切に対処するために必要な事項について定めたものである。

また、法第5条の5の規定により職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の遵守等についても定めたものである。

第2 均等待遇に関する事項（法第3条）

1 差別的な取扱いの禁止

職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第2条第4号に規定する派遣元事業主（以下「職業紹介等事業者」という。）は、全ての利用者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。

また、職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者及び労働者供給事業者は、求職者又は労働者が法第 48 条の4第1項に基づく厚生労働大臣に対する申告を行ったことを理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。

2 募集に関する男女の均等な機会の確保

職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者及び労働者供給事業者が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第5条の規定に違反する内容の求人の申込みを受理して当該求人に対して職業紹介を行い、同条の規定に違反する内容の労働者の募集に関する情報の提供を行い、若しくは同条の規定に違反する募集を行う者に労働者になろうとする者に関する情報の提供を行い、又は同条の規定に違反する募集に対して労働者を供給することは法第3条の趣旨に反するものであること。

第3 労働条件等の明示に関する事項（法第5条の3）

1 職業紹介事業者等による労働条件等の明示

(1) 職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者は、法第5条の3第1項の規定に基づき、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者（以下「求職者等」という。）に対し、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）を可能な限り速やかに明示しなければならないこと。

(2) 求人者は求人の申込みに当たり公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者に対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に対し、それぞれ、法第5条の3第2項の規定に基づき、従事すべき業務の内容等を明示しなければならないこと。

(3) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、(1)又は(2)により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによらなければならないこと。

イ 明示する従事すべき業務の内容等は、虚偽又は誇大な内容としないこと。

ロ 労働時間に関しては、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日等について明示すること。また、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第38条の3第1項の規定により同項第2号に掲げる時間労働したものとみなす場合又は同法第38条の4第1項の規定により同項第3号に掲げる時間労働したものとみなす場合は、その旨を明示すること。また、同法第41条の2第1項の同意をした場合に、同項の規定により労働する労働者として業務に従事することとなるときは、その旨を明示すること。

ハ 賃金に関しては、賃金形態（月給、日給、時給等の区分）、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等について明示すること。また、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合は、名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金（以下このハ及び第4の2の(3)において「固定残業代」という。）に係る計算方法（固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数（以下このハにおいて「固定残業時間」という。）及び金額を明らかにするものに限る。）、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。

ニ 期間の定めのある労働契約を締結しようとする場合は、当該契約が試みの使用期間の性質を有するものであるとしても、当該試みの使用期間の終了後の従事すべき業務の内容等ではなく、当該試みの使用期間に係る従事すべき業務の内容等を明示すること。

(4) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、(1)又は(2)により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによるべきであること。

イ 原則として、求職者等と最初に接触する時点までに従事すべき業務の内容等を明示すること。なお、(3)ロ中段及び後段並びに(3)ハ後段に係る内容の明示については、特に留意すること。

ロ 従事すべき業務の内容等の事項の一部をやむを得ず別途明示することとするときは、その旨を併せて明示すること。

(5) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、(1)又は(2)により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

イ 求職者等に具体的に理解されるものとなるよう、従事すべき業務の内容等の水準、範囲等を可能な限り限定すること。

ロ 求職者等が従事すべき業務の内容に関しては、職場環境を含め、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

ハ 明示する従事すべき業務の内容等が労働契約締結時の従事すべき業務の内容等と異なることとなる可能性がある場合は、その旨を併せて明示するとともに、従事すべき業務の内容等が既に明示した内容と異なることとなった場合には、当該明示を受けた求職者等に速やかに知らせること。

2 求人者等による労働条件等の変更等に係る明示

(1) 求人者、労働者の募集を行う者及び労働者供給を受けようとする者（以下「求人者等」という。）は、法第5条の3第3項の規定に基づき、それぞれ、紹介された求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者（(3)及び(4)において「紹介求職者等」という。）と労働契約を締結しようとする場合であって、これらの者に対して同条第1項の規定により明示された従事すべき業務の内容等（以下この3において「第1項明示」という。）を変更し、特定し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加する場合は、当該契約の相手方となろうとする者に対し、当該変更し、特定し、削除し、又は追加する従事すべき業務の内容等（(3)において「変更内容等」という。）を明示しなければならないこと。

(2) 法第5条の3第1項の規定に基づく明示について、1(4)ロにより、従事すべき業務の内容等の事項の一部（以下この(2)において「当初明示事項」という。）が明示され、別途、当初明示事項以外の従事すべき業務の内容等の事項が明示された場合は、当初明示事項を第1項明示として取り扱うこと。

(3) 求人者等は、(1)の明示を行うに当たっては、紹介求職者等が変更内容等を十分に理解することができるよう、適切な明示方法をとらなければならないこと。その際、次のイの方法によることが望ましいものであるが、ロなどの方法によることも可能であること。

イ 第1項明示と変更内容等とを対照することができる書面を交付すること。

ロ 労働基準法第 15 条第1項の規定に基づき交付される書面（労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第5条第4項第1号の規定に基づき送信されるファクシミリの記録又は同項第2号の規定に基づき送信される電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の記録を含む。）において、変更内容等の下線を引き、若しくは着色し、又は変更内容等を注記すること。なお、第1項明示の一部の事項を削除する場合にあっては、削除される前の当該従事すべき業務の内容等も併せて記載すること。

- (4) 求人者等は、締結しようとする労働契約に係る従事すべき業務の内容等の調整が終了した後、当該労働契約を締結するかどうか紹介求職者等が考える時間が確保されるよう、可能な限り速やかに(1)の明示を行うこと。また、(1)の明示を受けた紹介求職者等から、第1項明示を変更し、特定し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加する理由等について質問された場合には、適切に説明すること。
- (5) 第1項明示は、そのまま労働契約の内容となることが期待されているものであること。また、第1項明示を安易に変更し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加してはならないこと。
- (6) 学校卒業見込者等（青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第13条第1項に規定する学校卒業見込者等をいう。以下この(6)において同じ。）については、特に配慮が必要であることから、第1項明示を変更し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加すること（1(4)ロにより、従事すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとした場合において、当該別途明示することとされた事項を追加することを除く。）は不適切であること。また、原則として、学校卒業見込者等を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知するまでに、法第5条の3第1項及び(1)の明示が書面により行われるべきであること。
- (7) 法第5条の3第1項の規定に基づく明示が法の規定に抵触するものであった場合、(1)の明示を行ったとしても、同項の規定に基づく明示が適切であったとみなされるものではないこと。
- (8) 求人者等は、第1項明示を変更し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加した場合は、求人票等の内容を検証し、修正等を行うべきであること。

3 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第20条第1項に規定する理由の適切な提示
職業紹介事業者、募集受託者及び労働者供給事業者は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則(昭和46年労働省令第24号)第6条の6第2項各号に掲げる書面又は電磁的記録により、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第20条第1項に規定する理由の提示を受けたときは、当該理由を求職者等に対して、適切に提示すべきこと。

第4 求人等に関する情報の的確な表示に関する事項（法第5条の4）

- 1 提供する求人等に関する情報の内容**
職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者及び労働者供給事業者は、広告等により求人等に関する情報を提供するに当たっては、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）第4条の2第3項各号に掲げる事項及び第3の1の(3)ロからニまでにより明示することとされた事項を可能な限り当該情報に含めることが望ましいこと。
- 2 誤解を生じさせる表示の禁止**
職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者及び労働者供給事業者は、広告等により求人等に関する情報を提供するに当たっては、求職者、労働者になろうとする者又は供給される労働者に誤解を生じさせることのないよう、次に掲げる事項に留意すること。
 - (1) 関係会社を有する者が労働者の募集を行う場合、労働者を雇用する予定の者を明確にし、当該関係会社と混同されることのないよう表示しなければならないこと。
 - (2) 労働者の募集と、請負契約による受注者の募集が混同されることのないよう表示しなければならないこと。
 - (3) 賃金等（賃金形態、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給、固定残業代等に関する事項をいう。以下同じ。）について、実際の賃金等よりも高額であるかのように表示してはならないこと。
 - (4) 職種又は業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはならないこと。
- 3 労働者の募集を行う者及び募集受託者による労働者の募集等に関する情報の提供**
労働者の募集を行う者及び募集受託者は、法第5条の4第2項の規定により労働者の募集に関する情報を正確かつ最新の内容に保つに当たっては、次に掲げる措置を講ずる等適切に対応しなければならないこと。
 - (1) 労働者の募集を終了した場合又は労働者の募集の内容を変更した場合には、当該募集に関する情報の提供を速やかに終了し、又は当該募集に関する情報を速やかに変更するとともに、当該情報の提供を依頼した募集情報等提供事業を行う者に対して当該情報の提供を終了するよう依頼し、又は当該情報の内容を変更するよう依頼すること。
 - (2) 労働者の募集に関する情報を提供するに当たっては、当該情報の時点を明らかにすること。
 - (3) 募集情報等提供事業を行う者から、職業安定法施行規則第4条の3第4項又は第8の2の(1)により、当該募集に関する情報の訂正又は変更を依頼された場合には、速やかに対応すること。

- 4 求人等に関する情報を正確かつ最新の内容に保つための措置**
職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者及び労働者供給事業者は、職業安定法施行規則第4条の3第4項第3号イからへまでに掲げる区分に応じ、当該イからへまでの(1)及び(2)に掲げる措置を可能な限りいずれも講ずることが望ましいこと。
- 5 公共職業安定所の求人情報の転載**
公共職業安定所が受理した求人の情報を転載する場合は、出所を明記するとともに、転載を行う者の氏名又は名称、所在地及び電話番号を明示しなければならないこと。また、求人情報の更新を随時行い、最新の内容にすること。

第5 求職者等の個人情報の取扱いに関する事項（法第5条の5） **業務の目的の明示**

- 1 個人情報の収集、保管及び使用**
 - (1) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、法第5条の5第1項の規定によりその業務の目的を明らかにするに当たっては、求職者等の個人情報（1及び2において単に「個人情報」という。）がどのような目的で収集され、保管され、又は使用されるのか、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に明示すること。
 - (2) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、当該目的を明らかにして個人情報を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでないこと。
 - イ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
 - ロ 思想及び信条
 - ハ 労働組合への加入状況
 - (3) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、本人の同意の下で本人以外の者から収集し、又は本人により公開されている個人情報を収集する等の手段であって、適法かつ公正なものによらなければならないこと。
 - (4) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校若しくは義務教育学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）の定める書類により提出を求めること。
 - (5) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合はこの限りでないこと。
 - (6) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、法第5条の5第1項又は(2)、(3)若しくは(5)の求職者等本人の同意を得る際には、次に掲げるところによらなければならないこと。
 - イ 同意を求める事項について、求職者等が適切な判断を行うことができるよう、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。
 - ロ 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、又は使用することに対する同意を、職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供又は労働者供給の条件としないこと。
 - ハ 求職者等の自由な意思に基づき、本人により明確に表示された同意であること。
 - 2 個人情報の適正な管理**
 - (1) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次の事項に係る措置を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないこと。
 - イ 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置
 - ロ 個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置
 - ハ 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置
 - ニ 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置

(2) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者が、求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報

(3) 職業紹介事業者及び労働者供給事業者は、次に掲げる事項を含む個人情報の適正管理に関する規程を作成し、これを遵守しなければならないこと。

- イ 個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項
- ロ 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項
- ハ 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項
- ニ 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項

(4) 職業紹介事業者、特定募集情報等提供事業者及び労働者供給事業者は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

3 個人情報の保護に関する法律の遵守等

1 及び2に定めるもののほか、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、個人情報の保護に関する法律第2条第11項に規定する行政機関等又は同法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合には、それぞれ同法第5章第2節から第4節まで又は同法第4章第2節に規定する義務を遵守しなければならないこと。

第6 職業紹介事業者の責務等に関する事項（法第33条の5）

1 職業安定機関等との連携

(1) 職業安定機関との連携

職業紹介等事業者は、求人、求職等の内容がその業務の範囲外にあると認めるときは、公共職業安定所の利用を勧奨する等適切に対応すること。また、職業紹介等事業者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、職業安定機関の行う雇用情報の収集、標準職業名の普及等に協力するよう努めるものとする。

(2) 学校との連携

職業紹介事業者（法第33条の2第1項の規定による届出をして職業紹介事業を行う学校を除く。）は、高等学校、中等教育学校、中学校又は義務教育学校の新規卒業予定者に対する職業紹介を行うに当たっては、学校との連携に関し、次に掲げる事項に留意すること。

- イ 生徒に対して求人情報の提供等を行う際には、当該生徒が在籍する学校を通じて行うようにすること。
- ロ 職業紹介事業者が行う職業紹介が、公共職業安定所及び学校が行う新規学校卒業予定者に対する職業紹介の日程に沿ったものとなるようにし、生徒の職業選択について必要な配慮を行うこと。
- ハ その他学校教育の円滑な実施に支障がないよう必要な配慮を行うこと。

求人者の自己申告書について

2 職業紹介事業者における求人者の申込みの受理に関する事項

- (1) 職業紹介事業者は、原則として、求人者に対し、求人者の申込みが法第5条の6第1項各号のいずれかに該当するか否かを申告させるべきこと。
- (2) 職業紹介事業者は、求人者の申込みが法第5条の6第1項各号のいずれかに該当することを知った場合は、当該求人者の申込みを受理しないことが望ましいこと。

3 求職者の能力に適合する職業の紹介の推進

職業紹介事業者は、求職者の能力に適合した職業紹介を行うことができるよう、求職者の能力の的確な把握に努めるとともに、その業務の範囲内において、可能な限り幅広い求人者の確保に努めること。

4 求職者又は求人者等からの苦情の適切な処理

職業紹介事業者は、職業安定機関、特定地方公共団体及び他の職業紹介事業者と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者又は求人者からの苦情（あっせんを行った後の苦情を含む。）を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

転職勧奨の禁止

5 職業紹介により就職した者の早期離職等に関する事項

- (1) 職業紹介事業者は、その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）に対し、当該就職した日から2年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。

(2) 有料職業紹介事業者は、返戻金制度（職業安定法施行規則第24条の5第1項第2号に規定する返戻金制度をいう。以下同じ。）を設けることが望ましいこと。

(3) 有料職業紹介事業者は、法第32条の13の規定に基づき求職者に対して手数料に関する事項を明示する場合、求職者から徴収する手数料に関する事項及び求人者から徴収する手数料に関する事項を明示しなければならないこと。また、職業紹介事業者は、同条の規定に基づき、返戻金制度に関する事項について、求人者及び求職者に対し、明示しなければならないこと。

6 職業紹介事業に係る適正な許可の取得

(1) 求人者に紹介するため求職者を探索した上当該求職者に就職するよう勧奨し、これに応じて求職の申込みをした者をあっせんするいわゆるスカウト行為を事業として行う場合は、職業紹介事業の許可等が必要であること。また、いわゆるアウトプレースメント業のうち、教育訓練、相談、助言等のみならず、職業紹介を行う事業は職業紹介事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可等が必要であること。

(2) 次のいずれかに該当する行為を事業として行う場合は、当該者の判断が電子情報処理組織により自動的に行われているかどうかにかかわらず、職業紹介事業の許可等が必要であること。また、宣伝広告の内容、求人者又は求職者との間の契約内容等の実態から判断して、求人者に求職者を、又は求職者に求人者をあっせんする行為を事業として行うものであり、募集情報等提供事業はその一部として行われているものである場合には、全体として職業紹介事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可等が必要であること。

- イ 求職者に関する情報又は求人に関する情報について、当該者の判断により選別した提供相手に対してのみ提供を行い、又は当該者の判断により選別した情報のみ提供を行うこと。
- ロ 求職者に関する情報又は求人に関する情報の内容について、当該者の判断により提供相手となる求人者又は求職者に応じて加工し、提供を行うこと。
- ハ 求職者と求人者との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと。

7 再就職支援を行う職業紹介事業者に関する事項

(1) 事業主の依頼に応じて、その雇用する労働者に対し再就職支援を行う職業紹介事業者（以下「再就職支援事業者」という。）が、直接当該労働者の権利を違法に侵害し、又は当該事業主による当該労働者の権利の違法な侵害を助長し、若しくは誘発する次に掲げる行為を行うことは許されないこと。

- イ 当該労働者に対して、退職の強要（勧奨を受ける者の自由な意思決定を妨げる退職の勧奨であつて、民事訴訟において違法とされるものをいう。以下同じ。）となり得る行為を直接行うこと。
- ロ 退職の強要を助長し、又は誘発するマニュアル等を作成し事業主に提供する等、退職の強要を助長し、又は誘発する物又は役務を事業主に提供すること。

(2) 再就職支援事業者が次に掲げる行為を行うことは不適切であること。

- イ 当該労働者に対して、退職の勧奨（退職の強要を除く。）を直接行うこと。
- ロ 事業主に対して、その雇用する労働者に退職の勧奨を行うよう積極的に提案すること。

8 助成金の支給に関する基準を満たす職業紹介事業者に関する事項

雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の5第2項第1号イ(4)、第110条第2項第1号イ、第7項第1号イ、第9項第1号イ及び第10項第1号イ、第110条の3第2項第1号イ及び第3項第1号並びに第112条第2項第1号ハ、第2号ハ、第3号イ(3)及び第4号ハ並びに附則第15条の5の2の規定に基づき助成金の支給に関し職業安定局長が定める基準を満たす職業紹介事業者は、当該基準を遵守すること。

9 適正な宣伝広告等に関する事項

- (1) 職業安定機関その他公的機関と関係を有しない職業紹介事業者は、これと誤認させる名称を用いてはならないこと。
- (2) 職業紹介事業に関する宣伝広告の実施に当たっては、法第5条の4第1項及び第3項並びに不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の趣旨に鑑みて、不当に求人者又は求職者を誘引し、合理的な選択を阻害するおそれがある不当な表示をしてはならないこと。

お祝い金等の提供の禁止

(3) 求職の申込みの勧奨については、求職者が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、職業紹介事業の質を向上させ、これを訴求することによって行うべきものであり、職業紹介事業者が求職者に金銭等を提供することによって行うことは好ましくなく、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

違約金規約の明示【R7.4月改正】

(4) 職業紹介事業の利用に関連して生じる違約金その他これに類するものとして当該事業を利用する求人者が負担する金銭等について、当該金銭等の金額、当該金銭等が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、当該求人者に分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ当該求人者に対し誤解が生じないよう明示すること。ただし、口頭によるもののほか、ホームページの該当箇所を教示する等当該求人者が同一文面を再読できない可能性のある方法によるものは、適切な方法により明示しているとはいえないこと。

10 国外にわたる職業紹介を行う職業紹介事業者に関する事項

- (1) 職業紹介事業者（法第 33 条の 2 第 1 項の規定により無料の職業紹介事業を行う同項各号に掲げる施設の長を除く。以下この 10 において同じ。）は、国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、法第 32 条の 12 第 1 項（法第 33 条第 4 項及び第 33 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、その職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を届け出た場合には、その相手先国をはじめ、その範囲内で職業紹介を行わなければならないこと。
- (2) 職業紹介事業者は、国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）その他の出入国に関する法令及び相手先国の法令を遵守して職業紹介を行わなければならないこと。
- (3) 職業紹介事業者は、国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、求職者に渡航費用その他の金銭を貸し付け、又は求人者がそれらの金銭を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行ってはならないこと。
- (4) 職業紹介事業者は、国外にわたる職業紹介を行うに当たり、取次機関を利用するときは、次に該当するものを利用してはならないこと。
 - イ 相手先国において活動を認められていない取次機関
 - ロ 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付ける取次機関

- (5) 職業紹介事業者は、職業紹介に関し、求職者が他者に保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行ってはならないこと。

11 職業紹介事業者が行う離職状況に係る調査に関する事項

- (1) 職業紹介事業者は、法第 32 条の 16 第 3 項（法第 33 条第 4 項、第 33 条の 2 第 7 項及び第 33 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供を行うに当たり、その紹介により就職した者のうち期間の定めのない労働契約を締結した者（以下この 11 において「無期雇用就職者」という。）が職業安定法施行規則第 24 条の 8 第 3 項第 2 号（同令第 25 条第 1 項、第 25 条の 2 第 6 項及び第 25 条の 3 第 2 項において準用する場合を除く。）に規定する者に該当するかどうかを確認するため、当該無期雇用就職者に係る雇用主に対し、必要な調査を行わなければならないこと。
- (2) 求人者は、無期雇用就職者を雇用した場合は、可能な限り、当該無期雇用就職者を紹介した職業紹介事業者が行う(1)の調査に協力すること。

第7 労働者の募集を行う者等の責務に関する事項（法第42条）

労働者の募集を行う者及び募集受託者は、職業安定機関、特定地方公共団体等と連携を図りつつ、当該事業に係る募集に応じて労働者になろうとする者からの苦情を適切かつ迅速に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

第8 募集情報等提供事業を行う者の責務に関する事項（法第43条の8）

1 職業安定機関等との連携

募集情報等提供事業を行う者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、職業安定機関の行う雇用情報の収集、標準職業名の普及等に協力するよう努めるものとする。

2 労働者の募集等に関する情報の提供

- (1) 募集情報等提供事業を行う者は、労働者の募集に関する情報が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該情報の提供を依頼した者に対して当該情報の変更を依頼し、又は当該情報の提供を中止しなければならないこと。特に当該情報がイに該当することを認めながら提供した場合には、法第 63 条第 2 号に違反することとなる

おそれがあること。

- イ 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的の労働者の募集に関する情報
- ロ その内容が法令に違反する労働者の募集に関する情報

- (2) 募集情報等提供事業を行う者は、労働者の募集に関する情報が(1)のイ又はロのいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、当該情報の提供を依頼した者に対し、当該情報が(1)のイ若しくはロのいずれかに該当するかどうか確認し、又は当該情報の提供を中止すること。

- (3) 募集情報等提供事業を行う者は、労働者の募集に関する情報又は労働者になろうとする者に関する情報について、当該情報の提供を依頼した者の承諾を得ることなく当該情報を改変して提供してはならないこと。

- 3 募集情報等提供事業を行う者は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に関する募集情報等提供を行ってはならないこと。

- 4 労働者になろうとする者に関する情報を収集して募集情報等提供事業を行う場合は、当該情報により必ずしも特定の個人を識別することができない場合であっても特定募集情報等提供事業に該当すること。

5 適正な宣伝広告等に関する事項

- (1) 職業安定機関その他の公的機関と関係を有しない募集情報等提供事業を行う者は、これと誤認させる名称を用いてはならないこと。
- (2) 募集情報等提供事業に関する宣伝広告の実施に当たっては、法第 5 条の 4 第 1 項及び第 3 項並びに不当景品類及び不当表示防止法の趣旨に鑑みて、不当に利用者を誘引し、合理的な選択を阻害するおそれがある不当な表示をしてはならないこと。

お祝い金等の提供の禁止、違約金規約の明示(募集情報等提供事業)【R7.4月改正】

- (3) 労働者になろうとする者に対する募集情報等提供事業の利用の勧奨については、労働者になろうとする者が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、募集情報等提供事業の質を向上させ、これを訴求することによって行うべきものであり、募集情報等提供事業を行う者が労働者になろうとする者に金銭等を提供することによって行うことは好ましくなく、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

- (4) 募集情報等提供事業の利用に関連して生じる料金、違約金その他これに類するものとして当該事業を利用する労働者の募集を行う者が負担する金銭等について、当該金銭等の金額、当該金銭等が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、当該労働者の募集を行う者に分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ当該労働者の募集を行う者に対し誤解が生じないよう明示すること。ただし、口頭によるもののほか、ホームページの該当箇所を教示する等当該労働者の募集を行う者が同一文面を再読できない可能性のある方法によるものは、適切な方法により明示しているとはいえないこと。

6 適切かつ迅速な苦情処理のための体制整備

募集情報等提供事業を行う者は、労働者になろうとする者、労働者の募集を行う者、募集受託者、職業紹介事業者、他の募集情報等提供事業を行う者、特定地方公共団体又は労働者供給事業者から申出を受けた当該事業に関する苦情を適切かつ迅速に処理するため、相談窓口を明確にするとともに、必要な場合には職業安定機関と連携を行うこと。

第9 労働者供給事業者の責務に関する事項（法第45条の2）

労働者供給事業者は、当該事業の運営に当たっては、その改善向上を図るために次に掲げる事項に係る措置を講ずる必要があること。

- 1 労働者供給事業者は、供給される労働者に対し、供給される労働者でなくなる自由を保障しなければならないこと。
- 2 労働者供給事業者は、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 5 条第 2 項各号に掲げる規定を含む労働組合の規約を定め、これを遵守する等、民主的な方法により運営しなければならないこと。
- 3 労働者供給事業者は、無料で労働者供給事業を行わなければならないこと。
- 4 労働者供給事業者は、供給される労働者から過度に高額な組合費を徴収してはならないこと。
- 5 労働者供給事業者は、供給される労働者の就業の状況等を踏まえ、労働者供給事業者又は労働者供給を受ける者が社会保険及び労働保険の適用手続を適切に進めるように管理すること。
- 6 労働者供給事業者は、職業安定機関、特定地方公共団体等と連携を図りつつ、当該事業に係る供給される労働者からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

求人情報・求職者情報の提供（募集情報等提供）と職業紹介の許可等が必要な場合の区分について

令和4年職業安定法の改正に伴い、令和4年10月1日から適用される、「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号）」において、求人情報・求職者情報の提供が職業安定法第4条第1項に規定する「職業紹介」と第4条第6項に規定する「募集情報等提供事業」のいずれに該当するか否かを判断するための区分を次のとおり明確化しました。

（背景）

職業安定法第4条第1項では、「職業紹介」を「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること」と定義しています。したがって、求人情報又は求職者情報を提供するのみで、求人及び求職の申込みを受けず、雇用関係の成立のあっせんを行わない場合は職業紹介には該当せず、これを業として行う場合にも法による許可等の手続は必要ありません。（特定募集情報等提供事業に該当する場合には、届出が必要となります。）

しかしながら、近年、求人情報・求職者情報の提供を行う事業の中には「職業紹介」に該当するか否か容易に判断しがたい事例も存在することから区分例を明らかにしたものです。

職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（抄）

第六 職業紹介事業者の責務等に関する事項（法第三十三条の五）

六 職業紹介事業に係る適正な許可の取得

（一）（略）

（二） 次のいずれかに該当する行為を事業として行う場合は、当該者の判断が電子情報処理組織により自動的に行われているかどうかにかかわらず、職業紹介事業の許可等が必要であること。また、宣伝広告の内容、求人者又は求職者との間の契約内容等の実態から判断して、求人者に求職者を、又は求職者に求人者をあっせんする行為を事業として行うものであり、募集情報等提供事業はその一部として行われているものである場合には、全体として職業紹介事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可等が必要である。

イ 求職者に関する情報又は求人に関する情報について、当該者の判断により選別した提供相手に対してのみ提供を行い、又は当該者の判断により選別した情報のみ提供を行うこと。

ロ 求職者に関する情報又は求人に関する情報の内容について、当該者の判断により提供相手となる求人者又は求職者に応じて加工し、提供を行うこと。

ハ 求職者と求人者との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと。

以下に、募集情報等提供と職業紹介の区分について、例を掲載しています。

1. 「宣伝広告の内容、求人者又は求職者との間の契約内容等の実態から判断して、求人者に求職者を、又は求職者に求人者をあっせんする行為を事業として行うもの」の例

【例1-1】

求人者に求職者からの応募があることを確約するような宣伝広告をする場合は、職業紹介に該当する。

【例1-2】

提供している求人に応募・連絡した時点において、原則として雇用契約が成立するような仕組みを設ける場合は、職業紹介に該当する。

【例1-3】

広告上は募集情報等提供事業であっても、実態として、当該募集情報等提供事業者が、求人者に代わって採用候補者の選定や求人者の判断によらず選考に関するメールの返信等を行っている場合は、職業紹介に該当する。

2. 「イ 求職者に関する情報又は求人に関する情報について、当該者の判断により選別した提供相手に対してのみ提供を行い、又は当該者の判断により選別した情報のみ提供を行うこと。」の例

【例2-1】

全ての求人に関する情報を全ての求職者に対して閲覧可能な状態で提供した上で、メール等の配信によりその一部の求人に関する情報を、一部の求職者にのみ送付することは、「選別した提供相手に対してのみ提供を行うこと」又は「選別した情報のみ提供を行うこと」に該当しない。

【例2-2】

全ての求職者に関する情報(匿名化されたものを含む。)を全ての求人者に対して閲覧可能な状態で提供した上で、メール等の配信によりその一部の求職者に関する情報を、一部の求人者にのみ送付することは、「選別した提供相手に対してのみ提供を行うこと」又は「選別した情報のみ提供を行うこと」に該当しない。

【例2-3】

会員登録をした求人企業や求職者等の利用者にのみ求人又は求職者に関する情報を提供することは、利用者が、あらかじめ会員登録の有無や会員区分によって提供される情報が異なることについて認識しており、会員登録の有無や会員区分を変更することができる場合には、「当該者の判断により」選別することには該当しない。

【例2-4】

特定の資格を保有している求職者に対してのみ求人に関する情報を配信することを求人者から依頼され、当該依頼に基づき、当該資格を保有している求職者にのみ当該求人に関する情報を提供する(他の求職者は当該求人に関する情報を得ることができない)ことは、「当該者の判断により」選別した提供相手に対してのみ提供を行うことに該当しない。

【例2-5】

求人企業からは、情報提供の方法について特段限定なく依頼があった場合に、事業者が、求人内容や求職者の属性等に基づき情報提供先を検討するようなものは、「当該者の判断により」選別が行われているものと解される。

【例2-6】

求職者が登録した職歴等の内容をもとに、事業者が選別した求人に関する情報のみを当該求職者に提供する(他の求人に関する情報を当該求職者は得ることができない)ことは、「当該者の判断により」選別した情報のみ提供を行うことに該当する。

【例2-7】

公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的の求人や内容が法令に違反する求人に関する情報の提供を取りやめることや、これらの情報の提供を依頼する者に対して求職者に関する情報の提供を行わないことは、「選別した提供相手に対してのみ提供を行うこと」又は「選別した情報のみ提供を行うこと」に該当しない。

3. 「ロ 求職者に関する情報又は求人に関する情報の内容について、当該者の判断により提供相手となる求人者又は求職者に応じて加工し、提供を行うこと。」の例

【例3-1】

掲載開始後一定の期間、求人に関する情報に「新着情報」という見出しを付して全ての求職者に提供することは、「求人者又は求職者に応じて加工し、提供を行うこと」に該当しない。

【例3-2】

求職者に関する情報又は求人に関する情報を求人者又は求職者が検索した場合に、求人者又は求職者の閲覧履歴等に基づき、単に求人者又は求職者によって異なる表示順で求職者に関する情報又は求人に関する情報を提供することは、当該情報に新たに情報を加えているものではないことから「加工し、提供を行うこと」には該当しない。

【例3-3】

給与額に幅がある求人に関する情報について、求職者の登録した情報に応じて「いままでの職歴等を踏まえると、月額〇〇万円の給与額で採用される可能性がある」等の文言を付して当該求職者に提供することは、「当該者の判断に応じて求人者又は求職者に応じて加工し、提供を行うこと」に該当する。

【例3-4】

求職者に関する情報について、一律に匿名化して全ての求人者に提供することは、「求人者又は求職者に応じて加工し、提供を行うこと」に該当しない。

4. 「ハ 求職者と求人者との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと。」の例

【例4-1】

求職者又は求人者に対し、メッセージ機能等により求職者又は求人者が直接連絡をすることができる仕組みを設けることは、「意思疎通に加工を行うこと」に該当しない。

【例4-2】

求職者が登録した履歴書を当該求職者の応募に基づき送付される仕組みを設けることや、求職者の履歴書等に一般的な記載のアドバイスをすることは、「意思疎通に加工を行うこと」に該当しない。

【例4-3】

求職者と求人者との間に入って面接の日程調整を行う場合やメッセージ機能等により求職者と求人者が直接連絡をすることができる仕組みを設ける場合に、特定の求職者が優先的に面接や連絡を受けられるようにする等、当該者の判断により意思疎通の到達に先後をつける等の差配をすることは、「当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと」に該当する。